

調書(決定)

事件の表示 令和2年(行ツ)第147号

令和2年(行ヒ)第159号

決定日 令和2年10月15日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成31年(行コ)第6号(令和2年1月30日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年10月15日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

上告人兼申立人	X 1
上告人兼申立人	X 2
上告人兼申立人	X 3
上告人兼申立人	X 4
上告人兼申立人	X 5
上告人兼申立人	X 6
上告人兼申立人	X 7
上告人兼申立人	X 8
上告人兼申立人	X 9
上告人兼申立人	X 10
上告人兼申立人	X 11
上告人兼申立人	X 12
上告人兼申立人	X 13
上告人兼申立人	X 14
上告人兼申立人	X 15
上告人兼申立人	X 16
上告人兼申立人	X 17
上告人兼申立人	X 18
上告人兼申立人	X 19
上告人兼申立人	X 20
上告人兼申立人	X 21
上告人兼申立人	X 22
上告人兼申立人	X 23
上告人兼申立人	X 24
上告人兼申立人	X 25

上告人兼申立人	X 26
上告人兼申立人	X 27
上告人兼申立人	X 28
上告人兼申立人	X 29
上告人兼申立人	X 30
上告人兼申立人	X 31
被上告人兼相手方	国
同参加人	株式会社 Z